



○内田国務大臣 橋口さんのおっしゃるとおりでございます。総需要抑制政策は、国民にしている前に、私は、まず政府自身が来年度予算の編成について十分の見地から考えなければならぬと思ひますし、またいろいろの企業などにおける設備投資につきましても、この際カットできる分はカットするといふようなことも含めまして、国民全体の協力を得て総需要を抑制してまいるといふ、金融政策なりその他の政策を今後さらに熱心に、この法律ばかりでなしに、そういう政策的基盤を強化し、堅持すべきであると私は考えます。

○橋口委員 このたびの国会には、国民生活の安定法案と並びまして石油需給の適正化法案が提出されているわけですが、この両法案の関係についてちょっと伺ひたいと思います。

石油需給法案の中では、価格についての規定は全然ないのでございますが、これはすべてこの安定法案の中で処理することになりますか、その点を伺ひたいと思います。

○内田国務大臣 そういふように考えております。

○橋口委員 逆にまた、この安定法案の中には、物資の生産、輸入、保管、あるいは売り渡し使用制限等の規定はございますが、石油につきましても、これは石油需給適正化法案ですべてやることになっておりますか、その点を伺ひたい。

○森下政府委員 お答えいたします。

石油需給につきましては、いま先生御指摘のように、非常に供給が逼迫いたしましたので、今回需給適正化法案を提出したわけでございますけれども、需給につきましては、いまおっしゃいましたように、この法案によって主として需給調整をはかりますけれども、生活安定法案、またさきに出されております買占め売惜しみの法案、また戦時中からございました物統制令等、まあこういうもののいわゆる四本柱によって需給調整をしなければいけない、このように考えております。

○橋口委員 時間がありませんので先を急ぎます

が、この本法の内容についてお伺ひいたします。標準価格を一応決定することになっておりますが、これはもちろん石油は直ちにこれを実行されると思ひますが、どの範囲までやられますか。通産大臣は、灯油については三百八十円という値段を絶対に堅持すると、こういう方針を言明されておりますが、直ちにこの法律を適用されることになりませんか、それを伺ひたい。

○森下政府委員 通産大臣が言明いたしましたように、三百八十円、これは店頭渡しの小売りの民生用の価格でございます。これを堅持いたします。他の石油製品の価格につきましても、状況を見ながら、早急に上限価格を定めるものもあるし、またいろいろ諸団体等の御意見も聞いて徐々にきめていくものもございます。

○橋口委員 灯油については、直ちにこの法律を適用されるということでございますか。

○森下政府委員 この法律の内容につきましても、緊急事態になって適用するわけでございますが、まだその事態にまで至っておるかどうか、判断はできておりません。

○橋口委員 灯油はすでに、三百八十円と言ひながら、全国的には四百五十円あるいは五百円というところもあるようですので、早急にこれが適用されるように御検討をお願いしたいと思ひます。

○森下政府委員 御指摘のように、各地の灯油の価格を調べましたところ、おっしゃるとおりでございます。残念ながら、三百八十円が守られているところもございまして、ところによりましては四百五十円から五百円というような価格、そういう地域もあるようでございます。これはいわゆる灯油の流通系統が非常に複雑でございます。スタンダード関係等では三百八十円は守られておりますけれども、昔、燃料関係、薪炭、それから米屋さん、こういう関係で売られておるものは必ずしも守られておらない例がかなりございまして、また、従来はいわゆる配達によって、その上にかんだとか、また配達料が加わっておりますので、

店頭価格になじめない点もございまして、いわゆる配達つきで幾ら、こういうような建て値になっておる関係で、その点がかなり誤解を招いておるし、また徹底していない点もございまして。これは事実でございます。適正な指導をして、店頭渡し三百八十円価格を守るように厳正に指導していきたい、このように思っております。

○橋口委員 この法案が制定をされるということ、いわばかけ込み便乗値上げが行なわれているようでございしますが、そうなりますというところ、この標準価格をいつの日かにさかのぼってやるといふことが必要じゃないかと思ひますが、この点の運用はどういうふうになさいますか。

○内田国務大臣 標準価格をきめます場合には、この法律案によりまして、まず値上げがする危険が多い物資を指定物資といたしまして物を指定いたします。物を指定いたしましたので、物資の指定を遅滞なく標準価格をきめますので、物資の指定をする以前にさかのぼって標準価格をきめるということはありませんが、しかし、そのきめる価格の内容というものは、かけ込み値上げなどというふうなものを基準にしない、正しい原価、適正な取り扱い利潤というふうなもの、それを計算をいたしまして、かけ込み値上げが標準価格の決定上、何ら影響を受けることがないようにきめるべきであると思ひます。

○橋口委員 この標準価格制度につきましても、メーカーの販売価格と小売りの販売価格をきめられておりますが、卸売りについては規定がない。そうしますと、中間の卸売業者がかってに値上げをしたり物を出さなかつたりする危険があると思ひますが、それに対してはどういうふうに対処されますか。

○内田国務大臣 価格をきめるわけでありまして、これは御想像のとおり、非常にむずかしいわけでありまして。最終小売り価格というものは、これは消費者に密着しますから、標準価格をきめる以上は小売り価格をきめることが必要であり、状況によって生活者価格といふものもござい

輸入価格のようなものもきめなければならぬ、また中の卸の段階はいろいろの複雑な段階があること、これも御承知のとおりでございますので、まず上と下とを両方から押え込んで、おのずから卸価格というものは形成される。しかし、その卸価格が標準価格として公示をされない場合どうするかというふうな問題につきましても、これはあとのほうに条文がございまして、卸の価格は上下の標準価格に對比して適当でない場合にはその引き下げの指示をするといふようなことができるようにいたしてございます。

○橋口委員 この点については厳重に監視をしていただきたいと思います。

次に、特定標準価格の制度がございしますが、この点でわれわれが非常に懸念をしておるところは、非常に高い値段できめた場合には、いままで低い値段でも十分利潤が得られたという企業が、その高い点まで値上げをする、あるいはまた逆に非常に低い値段できめた場合には零細な中小企業者が困るといふような事態が起こると思ひます。そういう意味で、特定標準価格というものは課徴金の制度まで設けて、場合によっては裁判にも訴えられた、そこで争つても政府側としては決して負けることはないといふような値段をきめなくてはならないと思ひます。そういう点においては非常に慎重なやり方が必要だと思ひますが、この点につきましてもどういふふうにお考えになつておるか、簡単にひとつ伺ひたい。

○内田国務大臣 特別標準価格、課徴金の徴収にかかるとその特別標準価格につきましては、おっしゃるようなむずかしさがございまして。そこで、特別標準価格をつけますところの品目は特定品目という名前をつけまして、指定物資の中からその特別標準価格をつけ得るような、そういうものをまず選ぶことを考えてまいるつもりでありますけれども、いずれにしても、いま橋口委員が御心配になるような、小さいものは苦しみ、また能率のいいものはそこにかんがりのマージンがあるようなことにならないように、特定品目の選び方等につ

きましては配慮をいたしてまいりたいと思ひます。

○橋口委員 この超過利得金は課徴金として徴収するということですが、業者にとつては値上げした分だけを上げられる。そうならば、取られてもやはりものとどというふうな感じであまりききめがないのではないかと一般の定評でございます。また現に野党は修正案を出されて、三倍ぐらいの課徴金を取つたらどうか、こういう御意見でございますが、これは国民一般もそう思つておると思ひます。これについてどういふふうにお考えになりますか。

○内田国務大臣 標準価格というのは、それは標準価格であつて特定標準価格であつて、物価統制令における停止価格あるいはマル公価格とは法律的に違つてございまして、読んで字のごとく、標準的な仲値価格のようなものになりますので、それに違反した場合にはもちろん指示もいたしますし公表もいたしまして、消費者を含める社会的批判の対象にさらすということがまず第一のねらいになります。しかしこうして標準価格というものがそういう性質のものでございまして、物統令におけるように、標準価格を越えて売つた現実の売り値との差額に対して、あたかも罰金と同じような二倍、三倍の加算金を取るということとは——これはいすれまた機会がございまいしうから、法制局長官等からも説明をしてもらいますけれども、法律のたてまえからはできません。ただし、その課徴金というものは特別標準価格を上回つて高く売つた金額につきまして国庫に徴収いたしますほか、その金は法人税の計算におきまして所得税の計算におきましても経費とは見ないという規定をこの法律の体系の中に織り込んでございまして、とどのつまりは、三倍にはなりませんけれども、少なくとも標準価格を越えて高く売つた値段の一倍半ぐらい、それに地方税まで入れますともっと高いものを結局はき出さざるを得ない、こういう仕組みでございまして。

○橋口委員 次に、物資の需給のバランスをとる

ということが一番大事で、そのためにこの法律には生産、輸入、保管、あるいは一時的に地域的な需給の逼迫があつた場合に売り渡し命令あるいは使用制限というふうなことで考へておられますが、これはどうも指示だけであつて命令がない。したがつて非常に弱いと思へると思いますが、これについてはいろいろ問題もあるかと思ひますが、この点ひとつ御検討をお願いしたいと思います。これは御回答は要りません。その点要望を申し上げておきます。

次に、設備投資や建築規制等の問題が出ておりますが、現在行政指導でやつてゐるこの建築の制限、あるいは設備投資の制限等は直ちにこの法案に切りかえられますか。この点についてはまず建設省から御答弁いただきます。

○沢田政府委員 いままだこの法案につきましても、この主務大臣あるいはそれにつきましても手続、そのほか詳細にきまつておりません。ただ、現状では閣議決定に基づきますいゆるビル抑制をやつてございまして、おそろしくいろいろものがそのまま続いていつて、法律の成立とともにそれに移行するだろう、かように思つております。

○橋口委員 年度内のビル抑制は幾らと見ておられますか。

○沢田政府委員 現在のビル抑制は大体五千平米以上の不要不急のもの、かようなことになっております。四十七年度におきましては大体年間に二億五千万平米の建築がございまして、そのうち四千万平米弱が五千平米以上の建築でございまして、その何割かということでございますから、いまは抑制というものは総需要の中の一割ないし一割強、かようなことでございます。これはいかほど総需要を抑制するか、かような問題はさらに建築だけの問題でございまして、今後おそろくきまつていつてそのワキにはまる、かように考へております。

○橋口委員 設備投資についても規定がござい

をこの法律に切りかえるという用意がございしますか。また、この基準については、たとえばきょうの新聞あたりで発表されてゐるようですが選別融資をやる、そのために基準を設けるというのでございしますが、これとあわせて行なわれることになりませんか。

○森下政府委員 昭和四十七年から四十八年までの設備投資の実績及び計画表がございすけれども、全民間投資の二分の一が通産省所管で、そのうちの四分の一が十二業種、大きな企業でございすけれども、四十七年から四十八年までは一三二%、いわゆる三二%のアップ、それから四十七年の下半期から四十八年の上半期にかへましては一〇・三%、いわゆる一〇・三%の増加、それから四十八年の上半期から四十八年の下半期、ただいまでございすけれども、それも二三・三%、かなりの上昇率でございまして、これは十分チェックして、できるだけこれを押さえていこう、こういう決意でございす。

○橋口委員 それでは先を急ぎますが、この法案におきましては物価統制令の改正をこの附則できめておきます。これにつきまして念のため伺ひますが、従来物統令はなるべく発動しない、こういう基本方針であつたようにございすますが、今回の改正でこれを全面的にゆさぶる起こして発動できるということになるわけではございすかね。

○内田国務大臣 物統令は生きておるわけではございす。その生きておるわけは物統令で、もう他方法で処置しないという場合にはこの法律から物統令に乗り移ることも最終的には考へざるを得ない場合があるが、そのこれに乗り移らざるを得ない場合の規制を、つまり物統令の第四條というものを、この附則でございすように直してありまして、物統令は生きてゐるけれども、それは確かである、直ちにそれに乗り移るわけではない、いろいろの手段を尽くして、やむを得ない場合に初めていわゆる統制に入る、こういう何段階かのたてまえをとつておりますことに御留意をいただきたいと思います。

○橋口委員 そうなれば当然私は、この物統令の第一條の「終戦後ノ事態ニ対処」してというこの文句は、当初の原案どおり経済の緊急事態に対処して、こう正々堂々と正面から改正すべきであつたと思ふのですが、どうしてこういうふうになつたのでございすか。

○内田国務大臣 簡単に結論だけを申し上げますと、橋口さんが政務次官をおやりになつておつたころ、物統令第一條の目的を直すよりも、私が大臣に就任いたしました、四條のほうに規制を置いたほうがいだらうということに、私があなより少し年が上なものでから考へ直した、こういうわけでございます。

○橋口委員 次に、投機防止法の改正案について伺ひますが、これは大臣、せっかくこの七月に制定をされて現在五カ月間を経過したのに、たつた一回しか発動されてない。これは私は、トイレットペーパーのように買いだめあるいは買い急ぎに大騒ぎになつてゐる、ほかの砂糖なんかについても同様な事態が起こつてゐる、そういう場合に適切な措置をとつて立ち入り検査をするとかいうようなことが必要じゃなかつたかと思ひますが、これはもう少し活用されたいかがでございすか。

○内田国務大臣 いまの買い占め緊急措置法、これの発動のしかたには立ち入り検査もございすし、もう、また、ある場合には引き渡し勧告というものもございすますが、私が承知をいたしておりますところによりますと、この法律は必ずしも立ち入り検査だけが目的ではなしに、常時、この法律の対象になつておる物資につきまして、現在二十一物資でございすますが、それらにつきまして価格の動向や、あるいは需給の状況を監視しておる、そして必要の場合にはその監視をした材料に基づきまして緊急出荷なり、あるいは緊急輸送なり、あるいは緊急増産なり、そういうことを行政指導としてやるためにこの法律が実質的にはかなり生かされておる、こういう点に御留意をいただければ幸ひであると思ひます。

○橋口委員 いわば伝家の宝刀であって、抜かないだけでも効果がある、そういうふうにお考えになつていかうかと思いますが、今後砂糖とか、あるいはその他の食料品についてもこういう問題がたびたび起きると思ひます。そういう意味で農林省でもひとつこの法案をうんと活用していただきたいと思ひますが、局長いかがですか。

○池田政府委員 ただいま御指摘になりましたように、農林省の所管しております食品類は、この法律に書いてございます国民生活に不可欠なものが多くございまして、私どももいたしましても物価の動向を勘案いたしまして、遅滞なくそれに対応できるように留意をいたしたいと考えておる次第でございます。

○橋口委員 そこで、カルテルの問題について伺います。

この法案を実施するに際しまして、経済企画庁と公正取引委員会では覚え書きを交換されたことが出ておるようでございます。ところでこの法案の作成の経過を見ますと、これをやるにはどうしてもやはり民間の協力が必要だ、そうなる共同行為が必要である、そういうことで当初は独占禁止法の適用除外をしようという話であつたのでございまして、今回の覚え書きによりまして、うんと、これは取りやめて、そうして業者の實際的なそういう共同行為を認める、こういうふうなことになる。そうなりますと、これは非常に重大な問題でありまして、自主的なカルテルは今後とも安易にも行なわれるということになれば、この物価対策上競争維持政策というのを最も強力にとつてきた政府としては非常に矛盾をしてくるのではないかと思ひます。そういう意味で、どうしてこういう覚え書きをかわされたのか、また法的にそれは問題がないのか、この点についてまず経済企画庁長官からお答えいただきたい、次に公取の委員長から見解を承りたいと思ひます。

○内田国務大臣 いまお尋ねのような法律施行の過程において、たとえば標準価格をつくつた場合

に、それをすべての業者に守らせるとか、あるいはまた生産とか輸送とか出荷とかというふうなことを関係の大臣から指示いたしました場合に、それを有効に実施するためには、そうした政府の指示に対する業者あるいは業者団体の協力というものがあつて、運用上必要な場合が多いと考えるわけでございます。しかし、そうした業者の政府の政策に対する協力は、独禁法が禁止しているところのいわゆる価格安定カルテルでありますとか、生産カルテルでありますとか、そういうものと本質的に違ふのであるということ、これはこの法律の中に独禁法の排除規定を置くとかなくとも、念のために明らかにしておこうという趣旨で、この覚え書きを結んだわけでございます。覚え書きによつて独禁法の非常に肝心なところを殺してしまふという意図では全くございせん。これはひとつ公取の委員長のほうからも委員会を出ると思ひます。

○高橋俊政府委員 とかく誤解を生んでおるとなつては、カルテル条項を法案の作成段階で削除いたしました。それにかつて覚え書きが付けられたというこのいきさつに対して、だから実質的には覚え書きでカルテルを認めたのじゃないかという疑いなんです。私どもはそう考えておりませんで、カルテルを法律上認めて適用除外にするというところは、その部面においてはまあいわけばフリーにしてしまふ、完全にカルテルそのものが大手を振つてまかり通るということになるわけ、私はこれは必要もないし好ましくない、そういうことで、これらに対して強く反対いたしまして、この条項を削つていただいたわけでございます。そして法案としては出ておりません。

しかしこの覚え書きの意図するところは、決してそういうカルテルを認めるものではない。この趣旨は注にも明らかにしておりますが、元来これは民間の業界がかってに需要と供給をつき合はせる。供給が不足でございまして需要のほうが多いという事態はまあ皆さ御存じでございますか

ら、これはうまく合はないわけですが。その間においてお互いにある程度詰めを行なうということは、これは必要であらうと思ひます。本来割り当て制度等に譲りました場合は、配給制度ならば、そのようなことはないわけでございます。一方的にこれは国がきめるのでございまして、そこへいく中間の措置を今回とつては行なうわけでございます。最終的な措置でない中間措置をとる場合に、民間の協力ですね、求めることを絶対にいけないと私どもは言うべきじゃない。ただしこれは条件がみな入つておまして、主務大臣、主務官庁がことごとくにそこに介入する。民間の自由な話し合いを認めたものではない。これはくどいですがから一括して通産大臣または主務大臣とかいうふうな上のはうに書いてあります。これはしかし、各項目全部にわたつてやつたものでありまして、それから価格の点については全く価格カルテルを認めるような条項はここにはございせん。その点ははっきり申し上げます。

○橋口委員 まだ掘り下げて質問したいのでございますが、時間切れとなりましたのでこれで終了いたしますが、この法案は戦後初めての最も強力でしかも事件の範囲が非常に大きい法案でございまして、適用につきましましては非常に慎重を期せられますようにお願いいたしまして、質問を終わります。

○平林委員長 本日は、この程度にとどめ、次回は、明十一日火曜日午後五時三十分理事会、午後六時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時四十六分散会